社団法人　調理技術技能センター
厚生労働大臣指定試験機関

HOME
調理技術技能センター
調理技術技能評価試験
実技試験（専門調理師）
学科試験（専門調理師）
試験実施案内
●前期試験
●後期試験
調理師熟練者講習
調理師試験
食育推進活動
会員団体
リンク

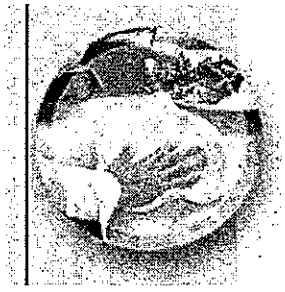

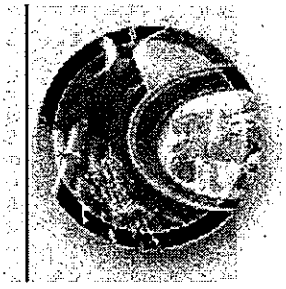

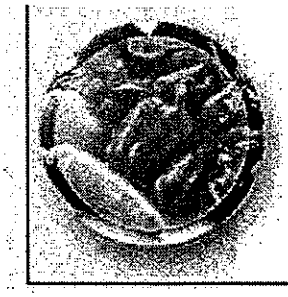

調理技術審査・技能検定試験の概要

調理師から専門調理師・調理技能士へステップアップ!!

日本の食文化の発展／調理技術地位向上のために
専門調理師・調理技能士の国家資格を取得しよう

この国家試験制度は、昭和57年に創設されました。その目的は、調理の技術・技能を高め調理師の地位向上を図り、食文化の発展、国民の食生活の向上・改善に寄与することです。

この試験に合格すると、厚生労働大臣より「専門調理師・調理技能士」の称号が与えられ、証書が交付されるほか、調理師学校の教員資格も与えられます。

スケジュール

	前期	後期
試験科目	すし料理 中国料理 給食用特殊料理	日本料理 西洋料理 麺料理
受験申請書請求	3月下旬～	8月下旬～
受験申請書受付	4月上旬～5月上旬	9月上旬～10月上旬
実技試験・学科試験日	7月～8月	1月～2月
合格発表	9月末	3月末

受験資格

区分	実務経験年数	実務経験年数のうち調理師の免許を有していた期間
実務経験による者	8年以上	3年以上
厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において 1年以上調理に関する学科を修めた卒業者	6年以上	3年以上
職業能力開発促進法に基づき、調理に関し専門課程の高度職業訓練※2 または普通課程の普通職業訓練※3修了者	7年以上※1	3年以上

※1.普通職業訓練又は高度職業訓練を受けた期間を含む。
※2.専門課程の高度職業訓練とは、「調理技術系調理技術科」のこと。
※3.普通課程の普通職業訓練とは、「調理系日本料理科」、「調理系中国料理科」又は「調理系西洋料理科」のこと。

受験料

実技試験のみ受験	18，800円
学科試験のみ受験	3，700円
実技と学科試験を受験	22，500円

パンフレット

試験あらまし（調理技術審査技能検定試験）[758KB]

ALL Contents Copyright (C)社団法人調理技術技能センター

参考資料２

農家民宿関係の規制緩和の状況

1．全国における規制緩和

① 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃(H.15)

簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積が必要 → 33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能

② 農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化(H.15)

宿泊者に対する送迎が「白タク営業」にあたるのでは？ → 宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。

③ 農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化(H.15)

農家民宿が行う体験ツアーの販売･広告は、旅行業法に抵触するのでは？ → 農家民宿が自ら提供する運送･宿泊サービスに農業体験を付加して販売･広告することは、旅行業法に抵触しない。

④ 農家民宿における消防用設備等の設置基準の柔軟な対応(H.16)

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け → 地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能

⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化(H.17)

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合でも､火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け → 小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化

⑥ 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加(H.17)

民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外 → 農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置･運営や民宿経営を追加

⑦ 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大(H.17)

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定 → 登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

2．構造改革特区における規制緩和

○ 農家民宿等による濁酒の製造事業の特区（どぶろく特区）(H.15～)

製造量が6klに達しない場合、雑酒（濁酒）の製造免許を受けることができない。 → 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量(6Kl)を適用しない。

3．都道府県段階における規制緩和

○ 農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請（H17）　＜厚生省、農水省　→　都道府県等へ要請通知＞

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用

（営業専用の調理施設必要等） → 既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請

（家族兼用の調理場を認める等）

第3種旅行業者の業務範囲の拡大

国土交通省 観光庁

参考資料３

○　観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要であり、中小旅行業者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするための規制緩和を段階的に実施。

平成19年5月12日～

第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能

①催行区域の限定

営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣（現行：観光庁長官）の定める区域内での実施

②旅行代金の当日払い

申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの

営業保証金300万円、基準資産額300万円で参入が可能に

催行区域のイメージ

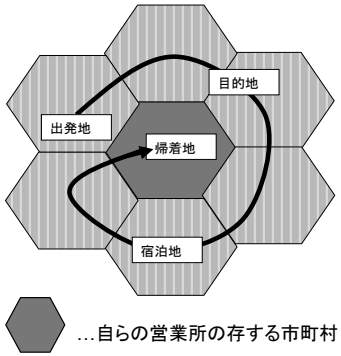

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合

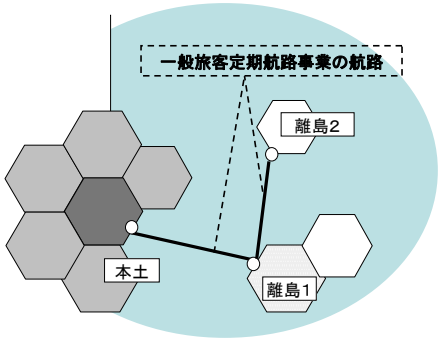

② 離島に営業所がある場合

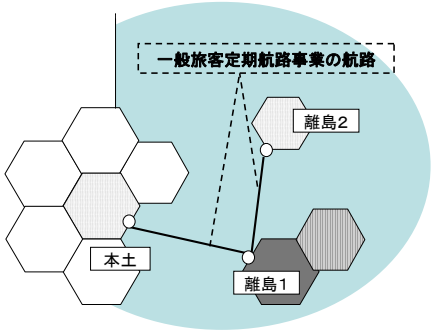

…自らの営業所の存する市町村

…自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

…観光庁長官の定める区域となる市町村

平成21年3月31日～

催行区域を一定の半島地域にまで拡大

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合

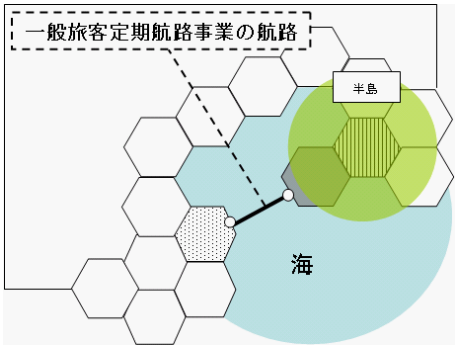

② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合

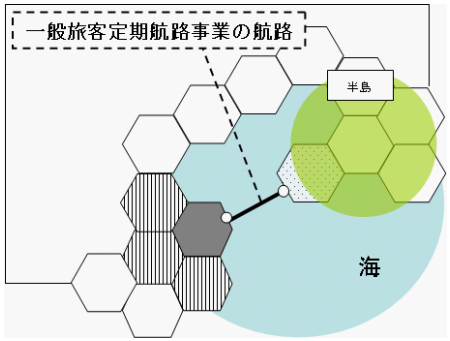

参考資料４

情報提供の充実

・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等

宿泊の魅力向上

・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等

体験交流メニューの充実

・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招請等

滞在を促進するイベントの実施

・滞在を促進する早朝・夜間の新たなイベントの企画・実施等

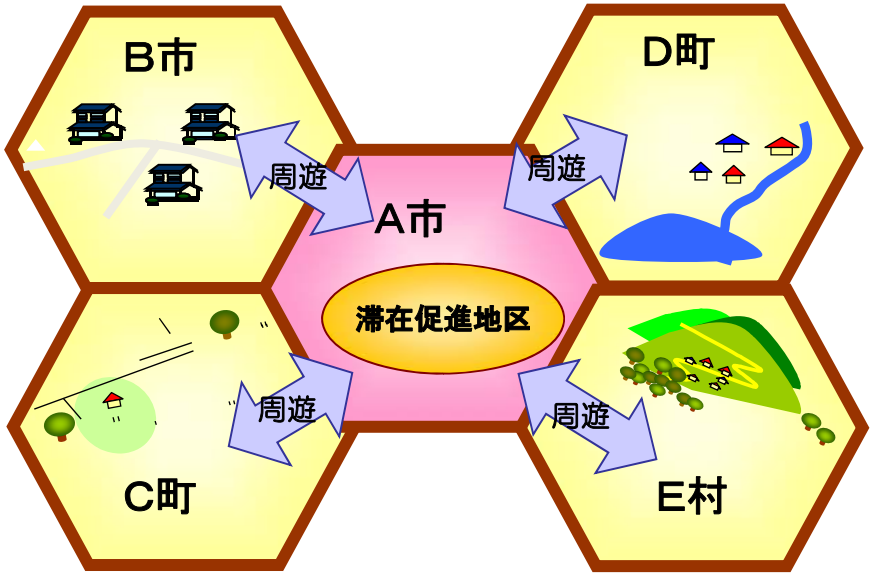

観光案内の充実

・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等

移動の快適化・利便向上

・市町村域を超えるシャトルバスの試験運行等

歴史的建造物の改修・活用

・地域の歴史・文化を体験させるための歴史的建造物（古民家等）の改修・活用等

観光案内所の整備

・圏域全体の情報を提供する多言語対応の観光案内所の整備等

観光圏整備実施計画（49地域）

（平成24年4月1日現在）

国土交通省 観光庁

参考資料５

24年度認定圏域名（1地域）

23年度認定圏域名（3地域）

22年度認定圏域名（15地域）

21年度認定圏域名（14地域）

20年度認定圏域名（16地域）

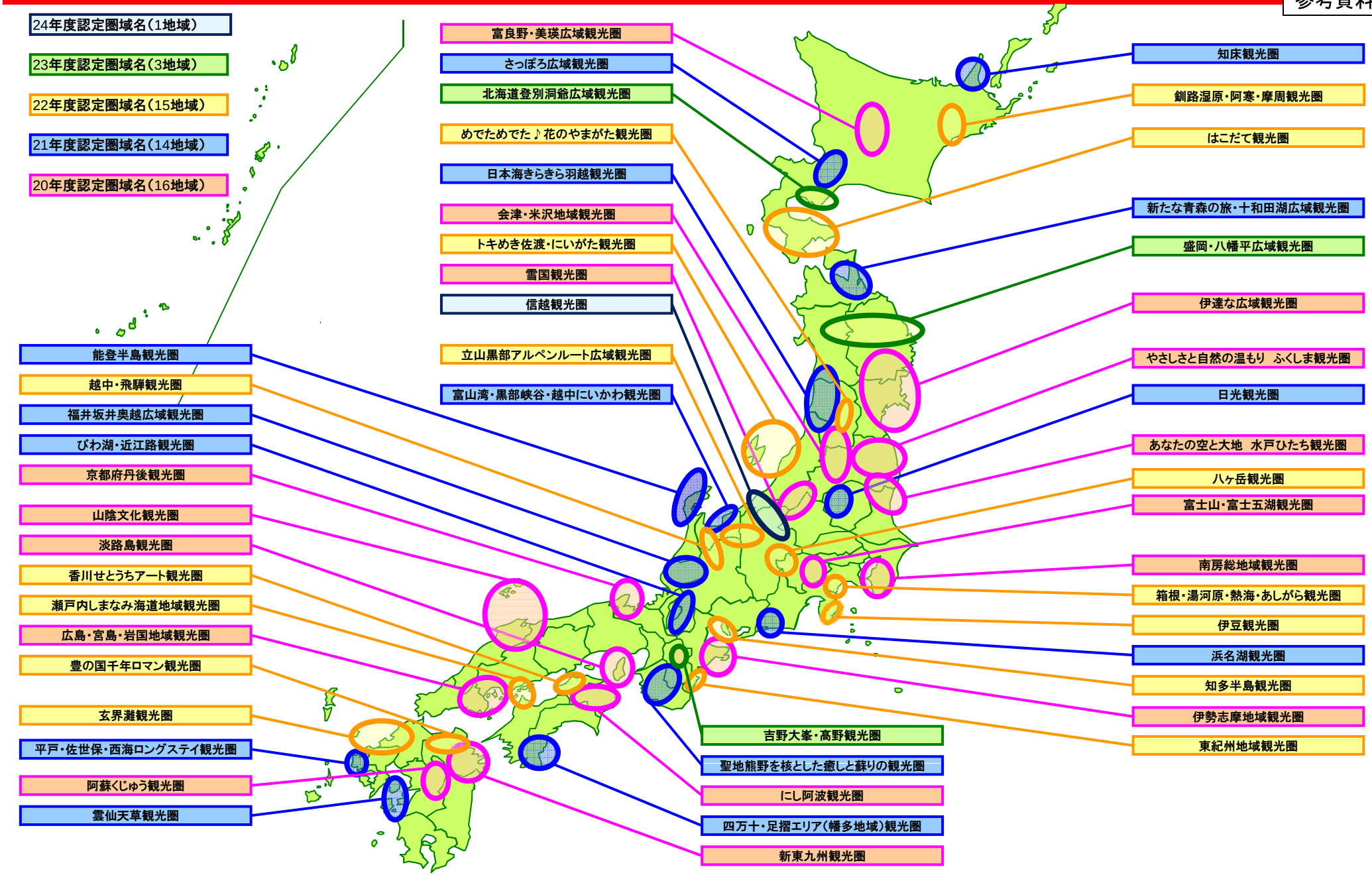

参考資料６

旅行業法の特例

・国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる（観光圏内限定旅行業者代理業）。

・上記の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を観光圏内限定旅行業務取扱管理者として選任できる。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」（農山漁村交流促進事業）に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣（国土交通大臣・農林水産大臣）に送付したときは、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
（交付率：１／２以内を基本とする。）

共通乗車船券

・複数の運送事業者が共同で、割引周遊切符の発行などに関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、事業内容についてあらかじめ国土交通大臣に届け出ることにより、道路運送法や鉄道事業法など、それぞれの法律ごとに必要な届出を行ったものとみなされる。

認定観光圏案内所

・観光圏整備事業者が、認定に関する情報提供の充実に関する観光案内所の運営について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、「認定観光圏案内所」の名称が使用可能。

国際観光ホテル整備法の特例

・国際観光ホテル整備法の登録ホテル又は登録旅館が、チェックアウト時間の変更など、宿泊旅客のサービス改善・向上に関する宿泊約款の変更を伴う観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、国際観光ホテル整備法に基づく届出をしたものとみなされる。

道路運送法の特例

・バス事業者が、観光圏内で路線バスの運行系統ごとの運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、道路運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

海上運送法の特例

・観光圏整備事業者が、旅客定員１２人以下の水上バスや遊覧船等に関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上必要な届出を行ったものとみなされる。

・一般旅客定期航路事業者が、運行日程や時刻等を変更して運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

観光地域づくりプラットフォーム支援事業

H23要求額：542,000千円

国土交通省 観光庁

参考資料７

観光圏において、様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援していく。

観光地域づくりプラットフォームのイメージ

観光地域づくりプラットフォーム

- **地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐ窓口組織。**
- **観光産業だけにとどまらず、地域の幅広い関係者（農林水産業、商工業、行政、NPOなど）が参加。**

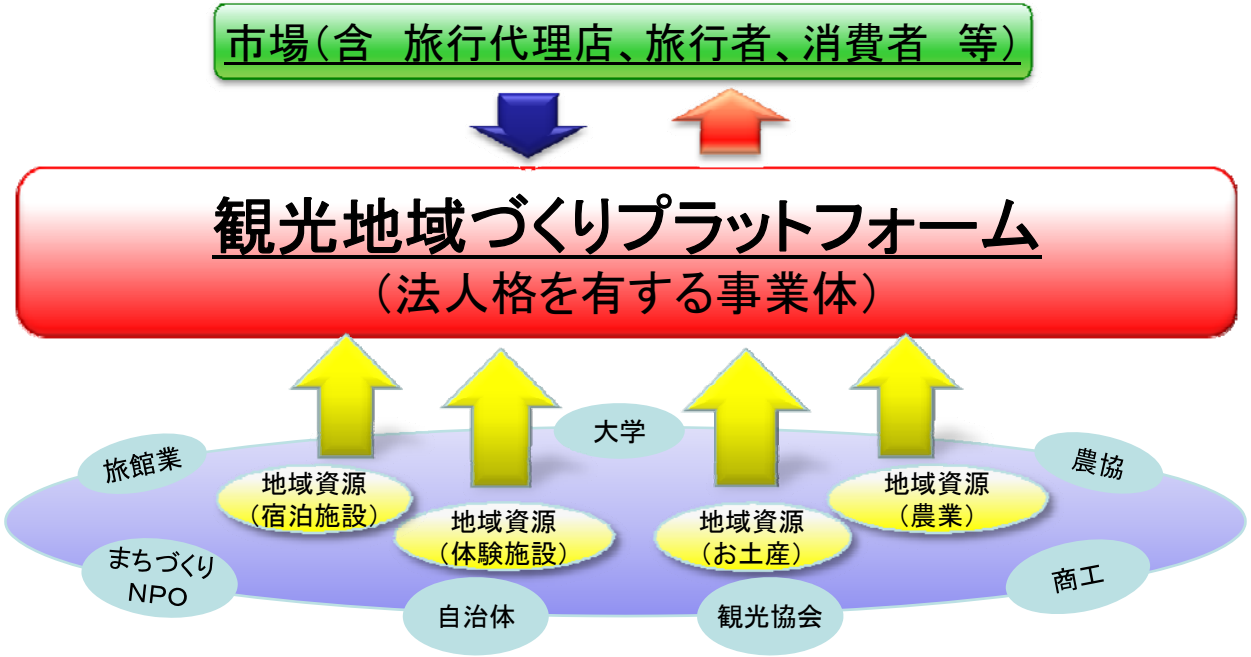

支援制度の概要

（1）設立準備段階（1か年）

観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等のワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助

- 補助対象事業：計画策定（ワークショップ開催等）
- 補助対象者　：観光圏整備法に基づく協議会
- 補助額　　：500万円（定額補助）

（2）運営初期段階（原則2か年）

認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助

- 補助対象事業：商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査
- 補助対象者：法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」
- 補助額　　：事業費の4割